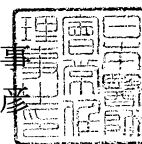


(介 7)

平成 30 年 4 月 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦



介護医療院の創設等に伴う負担限度額認定証の取扱いについて

平素より介護保険制度運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険法の改正に伴い、介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」）の様式等が変更されることになり、厚生労働省より下記のとおり事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会および会員に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 認定証の取扱い

平成 30 年度より、介護医療院サービスが施設サービスとして新たに創設され、特定施設入所者介護サービス費等の支給対象となる特定介護サービスについても介護医療院サービスが追加される。また「ユニット型準個室」については「ユニット型個室的多床室」と名称が変更される。これに伴い、「認定証」についても以下の通りの対応を行うものとする。

- ア) 「認定証」については、平成 30 年 4 月以降、順次新様式への切替える必要があるが、現在発行中、または本年 4 月以降に発行する認定証であっても本年 7 月末までに利用する特定施設入所者介護サービス費等の支給にあたっては、改正前の様式の認定証を用いても有効なものとする。ただし、本年 8 月以降に利用する当該費用の支給にあたっては、新様式の「認定証」を使用するものとする。
- イ) 上記ア) の取扱いは、特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する特定入所者生活介護サービス費の支給にあたって交付している介護保険特定負担限度額認定証についても同様の取扱いとする。

○添付書類

介護医療院の創設等に伴う負担限度額認定証の取扱いについて
(平成30年3月28日付 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上



事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護医療院の創設等に伴う負担限度額認定証の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、平成 30 年度より新たなサービス類型として介護医療院サービスが施設サービスの一つとして追加されます。また、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）による介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成 17 年厚生労働省告示第 412 号）等の改正により、「ユニット型準個室」は「ユニット型個室的多床室」と名称が変更されます。

これらに関し、介護保険負担限度額認定証の取扱い及びご留意いただきたい点について、以下のとおりいたしましたので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

平成 30 年度から介護医療院サービスが施設サービスの一つとして創設され、これに伴い、特定施設入所者介護サービス費等の支給対象となる特定介護サービスについても、介護医療院サービスの追加が行われることとなる。また、「ユニット型準個室」については、「ユニット型個室的多床室」と名称の変更が行われる。

これらの改正に伴い、介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という。）

について、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）（以下「改正省令」という。）による介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）様式第 1 号の 2 の 2 の改正により、新たな様式を用いることとしている。

認定証については、平成 30 年 4 月以降順次新たな様式のものに切り替える必要があるが、保険者における円滑な事務の執行の観点から、現在発行中の認定証及び本年 4 月以降に発行する認定証であっても、本年 7 月末までに利用する特定介護サービスに係る特定施設入所者介護サービス費等の支給に当たって、改正省令による改正前の様式の認定証を用いても有効なものとして取扱って差し支えない。（改正省令附則第 5 条）

一方、平成 30 年 8 月以降に利用する特定介護サービスに係る特定施設入所者介護サービス費等の支給に当たっては、新たな様式の認定証を発行する必要がある。

また、上記の取扱いは、特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する特定入所者生活介護サービス費の支給に当たって交付している介護保険特定負担限度額認定証についても同様とする。

上記については、介護保険施設等での利用者負担額受領時に混乱が生じないように、利用者、介護支援専門員、介護保険施設等に対し十分周知いただきたい。